



おくやみ ハンドブック

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

板橋区では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、区役所を中心とした諸手続きについて、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

板橋区役所 ☎ 03-3964-1111(代表)

おくやみコーナーのご案内

おくやみダイヤル ☎ 03-3579-2427

(平日のみ午前 9 時～午後 4 時)

板橋区では、身近な方がお亡くなりになった後のご遺族のご負担を少しでも軽減できるよう、おくやみコーナーを開設しております。

電話のみのご相談も承っております。

おくやみコーナーでできること

お亡くなりになった後に区役所で必要な手続きの確認

手続きが必要な部署・必要書類のご案内

利用方法	死亡届を提出してから 1 週間後を目安に、 利用希望日の 3 開庁日前までにお電話にてご予約ください。
対 象	板橋区に住民登録があった方のご遺族
場 所	49 ページのフロアマップをご覧ください。

委任状について

代理の方が来庁される際には、委任状が必要な場合があります。
各種手続き一覧をご確認ください。
委任状の様式については 47 ページをご覧ください。

本人確認書類について

手続きをするにあたり、窓口にいらした方の本人確認を行います。
下記の本人確認書類をお持ちください。

☐ 1点で本人確認できるもの

マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、
運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降に交付されたものに限る）、
住民基本台帳カード（顔写真有り）、パスポート、
在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）など

☐ 2点で本人確認できるもの

国民健康保険資格確認書または被保険者証、後期高齢者医療被保険者証または資格確認書、
健康保険被保険証または資格確認書、介護保険被保険者証、生活保護受給証明書、住民基本台帳カード（顔写真なし）、年金手帳、年金証書、基礎年金番号通知書 など

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）



板橋区で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区 分	該当者	該当事項	☑	詳細ページ
住民登録	世帯主の方	世帯主変更届	☐	P.7
	右記のカードなどをお持ちの方	印鑑登録証、いたばし区民カード、マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カード	☐	
	外国籍の方	特別永住者証明書などの返還	☐	P.8
証明書取得	戸籍謄本などが必要な方	戸籍謄本などの取得	☐	P.8
	住民票(除票)が必要な方	住民票(除票)の取得	☐	P.9
保険	国民健康保険に加入している方	国民健康保険資格確認書などの返還、世帯員の資格確認書などの書換	☐	P.9
		葬祭費の申請	☐	P.10
		高額療養費の申請	☐	
		国民健康保険料の還付金請求	☐	
		国民健康保険料の納付義務承継	☐	P.11
	後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療被保険者証などの返還	☐	P.12
		葬祭費の申請	☐	
		送付先変更の手続き	☐	
		高額療養費の申請	☐	P.13
		後期高齢者医療保険料の還付金請求	☐	
		後期高齢者医療保険料の納付義務承継	☐	P.14
年金	国民年金加入者・受給者	未支給年金請求	☐	P.15
		遺族基礎年金請求	☐	
		寡婦年金請求	☐	
		死亡一時金請求	☐	P.16
	厚生年金加入者・受給者	未支給年金請求	☐	P.17
		遺族厚生年金請求	☐	

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

委任状

区 分	該当者	該当事項	☒	詳細ページ
介護保険	介護保険に加入している方	介護保険被保険者証の返還	☐	P.18
		介護保険負担割合証、負担限度額認定証の返還	☐	
		介護保険料の過誤納金還付	☐	P.19
		介護保険料の納付義務承継	☐	
福祉(障がい)	愛の手帳、身体障害者手帳をお持ちの方	愛の手帳、身体障害者手帳の返還	☐	P.20
	右記のものをお持ちの方	都営交通無料乗車券、心身障害者民営バス乗車割引証、各種福祉サービスの受給者証、マル障受給者証、タクシー券、自動車燃料券、理美容券の返還	☐	P.21
	障がい者に関する手当を受給していた方	障がい者に関する手当の未支払請求	☐	
	心身障害者医療費助成(マル障)を受けていた方	心身障害者医療費助成(マル障)による医療費の還付	☐	P.22
	心身障害者扶養共済制度・心身障害者扶養年金制度に加入・受給していた方	心身障害者扶養共済制度・心身障害者扶養年金制度に係る申請・届出	☐	
	自立支援医療受給者証(精神通院)、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・自立支援医療受給者証(精神通院)の返還 ・精神障害者保健福祉手帳の返還	☐	P.23
	難病に関わる受給者証などをお持ちの方	・難病医療費(指定難病)受給者証の返還 ・難病医療券の返還	☐	P.24
税金	住民税・軽自動車税(種別割)に未納があるか不明な方	納税義務承継	☐	P.25
	原動機付自転車(125cc以下)をお持ちの方	原動機付自転車(125cc以下)の廃車・名義変更	☐	

区 分	該当者	該当事項	☒	詳細ページ
子ども	児童手当支給対象児童を養育している方	・ 児童手当の未支給の請求 ・ 児童手当の新規申請	☐	P.26
	18歳になって最初の3月31日(一定の障がいの有する場合は20歳未満)までの児童を扶養している方	ひとり親などに関する各手当・医療費助成の申請など	☐	P.27
公害保健	公害医療手帳をお持ちの方	公害医療手帳の返還	☐	P.28
生活衛生関連	犬を飼っている方	所有者変更の手続き	☐	P.29
	医療従事者免許をお持ちの方	籍(名簿)登録抹消(消除)申請	☐	
空き家対策	建物所有者	老朽建築物等対策専門家派遣支援事業	☐	P.30
		被相続人居住用家屋等確認書	☐	P.31
		上記以外の空き家に関する相談など	☐	P.32
	特定空家等または特定老朽建築物の所有者	老朽建築物等除却費助成事業	☐	
各種相談	専門家に相談したい方	専門家による相続などに関する無料相談	☐	P.33
		ご遺族の方に対するこころの相談	☐	P.34

1 住民登録に関する手続き

世帯主の方

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
世帯主の方が亡くなられた後、15 歳以上の世帯員が 2 人以上いらっしゃる場合には、世帯主変更届が必要です。 ※届出ができるのは、亡くなられた方と同世帯の方です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	変更後の世帯主、 同一世帯員、法定代理人、 代理人（委任状が必要です）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 届出人の本人確認書類 （マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど） 詳しくは P.2 の「本人確認書類について」を参照 ☐ 委任状（別世帯など代理人の方が来庁される場合）	戸籍住民課 住民異動係 区役所南館 1 階 3 番 ☎ 03-3579-2205

下記のカードなどをお持ちの方

印鑑登録証、いたばし区民カード、マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カード

手続き詳細	期 限
返還は不要です。ご家族などで処分していただいて差し支えありません。 ※諸手続きに伴い、亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）が必要になる場合があります。 <u>マイナンバー関連のものは落 ち着いてから処分されることをお勧めします。</u>	随時
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
—	戸籍住民課 住民異動係 区役所南館 1 階 3 番 ☎ 03-3579-2205

MEMO

外国籍の方

手続き 特別永住者証明書などの返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の特別永住者証明書などは原則、出入国在留管理局へ返還してください。板橋区役所でも返還可能です。（在留カードを除く）	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の特別永住者証明書、 または、これにみなされる外国人登録証明書のいずれか ※在留カードの返還先は出入国在留管理局になります。	戸籍住民課 住民台帳係 区役所南館 1 階 4 番 ☎ 03-3579-2207

2 証明書取得に関する手続き

戸籍謄本などが必要な方

手続き 戸籍謄本などの取得

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の諸手続きに必要な証明書を取得できます。 必要な証明書の種類などは手続きにより異なります。 まずは、事前に各提出先にご確認ください。 なお、死亡届の情報が証明書に反映されるまで日数（おおむね 1 週間～2 週間）がかかります。	随時
必要なもの	手続き可能な人
☐ 請求者の本人確認書類 （マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど） 詳しくは P.2 の「本人確認書類について」を参照 ※右記①以外の方が請求する場合、請求理由を明らかにする資料などが必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。 ※本籍地が遠方にある方でも、最寄りの市区町村で戸籍謄本などを取得できるようになりました。右記①の方が窓口にて顔写真付きの本人確認書類を提示していただく必要があります。（郵送・代理人による請求不可）	① 戸籍に記載されている方、配偶者、直系尊属（父母、祖父母）・直系卑属（子、孫） ② 上記以外の相続人（兄弟姉妹・甥・姪）などの利害関係者 ③ 上記の方からの委任状を持参した代理人
	問い合わせ先
	戸籍住民課 証明係 区役所南館 1 階 2 番 ☎ 03-3579-2210

2 証明書取得に関する手続き（前ページの続き）

住民票（除票）が必要な方

手続き 住民票（除票）の取得

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の諸手続きに必要な証明書を取得できます。 必要な証明書の種類などは手続きにより異なります。 まずは、事前に各提出先にご確認ください。 なお、死亡届の情報が証明書に反映されるまで日数（おおむね1週間～2週間）がかかります。	随時
	手続き可能な人
	・ 利害関係人 ・ 上記の方からの委任状を持参した代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 請求者の本人確認書類 （マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど） 詳しくはP.2の「本人確認書類について」を参照 ※亡くなられた方との関係や世帯状況に関わらず、請求できる方が限られ、必要分しか取得できません。また、請求理由を明らかにする資料などが必要となります。詳しくはお問い合わせください。	戸籍住民課 証明係 区役所南館1階2番 ☎ 03-3579-2210

3 保険に関する手続き

国民健康保険に加入している方

手続き① 国民健康保険資格確認書などの返還、世帯員の資格確認書などの書換

手続き詳細	期 限
国民健康保険資格確認書（または被保険者証）をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の資格確認書（または被保険者証）及び高齢受給者証を返還してください。 世帯主の方が亡くなられた場合、ご家族が国民健康保険資格確認書（または被保険者証）及び高齢受給者証をお持ちであれば、書換が必要となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	世帯主、同一世帯員、 代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方（75歳未満）の資格確認書（または被保険者証）及び高齢受給者証 ☐ 世帯主が変更となる場合は世帯全員の資格確認書（または被保険者証） ☐ 代理人の場合は委任状と本人確認書類	国保年金課 国保資格係 区役所南館2階22番 ☎ 03-3579-2406

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
国民健康保険に加入中の方が亡くなられた場合、申請により、その葬祭を行った方に対して、葬祭費（7万円）が支給されます。 ※社会保険の資格を喪失して3か月以内に亡くなられた場合には、社会保険から埋葬料などが支給される場合があります。この場合は、国民健康保険からは支給されません。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	葬祭費用を支払った方、 またはその使者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方（75歳未満）の資格確認書（または被保険者証） ☐ 葬祭の領収書 ☐ 葬祭を行った方の振込先の口座番号	国保年金課 国保給付係 区役所南館2階21番 ☎ 03-3579-2404

手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限
医療機関などへお支払いになった医療費が、月の1日から末日までの1か月の間に一定の負担限度額を超えた場合、高額療養費申請書を送付します。	区から必要書類をお送りします。診療月の翌月1日から2年以内に手続きをしてください。
	手続き可能な人
	法定相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 申請書 ☐ 申請者の通帳など、振込先がわかるもの ※世帯状況によっては、戸籍謄本が必要な場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。	国保年金課 国保給付係 区役所南館2階21番 ☎ 03-3579-2404

手続き④ 国民健康保険料の還付金請求

手続き詳細	期 限
二重払いなど過誤納金が発生した場合、還付金請求書を亡くなられた方の住民登録地へ送付します。	通知日から2年以内
	手続き可能な人
	世帯主、法定相続人、 任意代理人
	問い合わせ先
☐ 本人確認書類 ☐ 振込先口座がわかるもの（預金通帳など） ☐ 法定相続人の場合は亡くなられた方との関係性がわかるもの（戸籍謄本など） ※任意代理人の場合は委任状欄に記載が必要です。	国保年金課 国保収納係 区役所南館2階23番 ☎ 03-3579-2409

3 保険に関する手続き（前ページの続き）

手続き⑤ 国民健康保険料の納付義務承継

手続き詳細	期 限
亡くなられた納付義務者に保険料の未納がある場合、相続人が納付義務の承継者となります。納付方法などについて相談ができます。	すみやかに
	手続き可能な人
	法定相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類 ☐ 亡くなられた方との関係性がわかるもの（戸籍謄本など）	国保年金課 国保収納係 区役所南館 2 階 23 番 ☎ 03-3579-2409

後期高齢者医療制度に加入している方

手続き① 後期高齢者医療被保険者証などの返還

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療被保険者証などをお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の被保険者証などを返還してください。 ※葬祭費の申請時でも可	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証など 〈以下は、お持ちだった方のみ〉 ☐ 亡くなられた方の限度額適用・標準負担額減額認定証 ☐ 亡くなられた方の限度額適用認定証 ☐ 亡くなられた方の特定疾病療養受療証	後期高齢医療制度課 資格給付係 区役所北館 2 階13番 ☎ 03-3579-2373

MEMO

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療制度に加入中の方が亡くなられた場合、申請により、その葬祭を行った方に対して、葬祭費（7万円）が支給されます。 ※ほかの健康保険からこれに相当する給付がある場合は支給されません。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	葬祭費用を支払った方、 またはその代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭費支給申請書（郵送申請可） ☐ 葬祭の領収書（原本） ※葬祭を行った方及び亡くなられた方の氏名が表示されている 葬祭代金の領収書 ☐ 亡くなられた方の被保険者証など（お持ちの方のみ） ☐ 葬祭を行った方の通帳など、振込先がわかるもの	後期高齢医療制度課 資格給付係 区役所北館 2階13番 ☎ 03-3579-2373

手続き③ 送付先変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた後、保険料の精算や高額療養費の申請が必要な場合、原則として、亡くなられた方の住所（送付先登録がある場合は、ご指定の送付先住所）へ送付します。送付先は変更することができます。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
※送付先となる方が相続財産清算人等の場合、選任されたことがわかる証明書（コピー可）が必要になります。	後期高齢医療制度課 資格給付係 区役所北館 2階13番 ☎ 03-3579-2373

MEMO

3 保険に関する手続き（前ページの続き）

手続き④ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限
医療機関などへお支払いになった医療費が、月の1日から末日までの1か月の間に一定の負担限度額を超えた場合、高額療養費申請書を送付します。	区から必要書類をお送りします。書類受領後から2年以内に手続きをしてください。
	手続き可能な人
	法定相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 申請書 ☐ 相続人代表者届出書兼申立書 ☐ 相続権が確認できるもの ※下記ア、イ、ウのいずれか一点（コピー可）。ただし、相続人代表者が区内同一世帯の配偶者または子の場合は不要です。 （ア）戸籍謄本（全部事項証明書）など、被保険者と相続人代表者の関係がわかるもの （イ）遺言公正証書（全ページ） （ウ）法定相続情報一覧図（法務局交付のもの） ☐ 相続人代表者名義の通帳など、振込先がわかるもの ☐ 相続人代表者の印鑑（朱肉を使うもの）	後期高齢医療制度課 資格給付係 区役所北館2階13番 ☎ 03-3579-2373

手続き⑤ 後期高齢者医療保険料の還付金請求

手続き詳細	期 限
保険料精算の結果などで過誤納金が発生した場合、還付金請求書を亡くなられた方の住民登録地へ送付します。ただし、送付先登録がある場合は、ご指定の送付先へ送付します。	通知日から2年以内
	手続き可能な人
	法定相続人・任意代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 還付金請求書 兼 口座振込依頼書 ☐ 相続人代表者名義の通帳など、振込先がわかるもの ☐ 相続人代表者届出書 兼 申立書	後期高齢医療制度課 管理収納係 区役所北館2階13番 ☎ 03-3579-2327

手続き⑥ 後期高齢者医療保険料の納付義務承継

手続き詳細	期 限
亡くなられた納付義務者に保険料の未納がある場合、相続人が納付義務の承継者となります。納付方法などについて相談ができます。	すみやかに
	手続き可能な人
	法定相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類 ☐ 亡くなられた方との関係性がわかるもの(戸籍謄本など)	後期高齢医療制度課 管理収納係 区役所北館 2 階13番 ☎ 03-3579-2327

4 年金に関する手続き

国民年金加入者・受給者

手続き① 未支給年金請求

手続き詳細	期 限
国民年金のみを受けていた方が亡くなられたときにまだ受け取っていない年金や、亡くなられた日より後に振り込みされた年金のうち、亡くなられた月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。	死亡日から 5 年以内
	手続き可能な人
	亡くなられた方と生計を同じくしていた ①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹⑦それ以外の三親等内の親族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方の年金の種類や、世帯状況により異なります。 まずは、死亡の連絡、受給状況について板橋年金事務所へお問い合わせください。	日本年金機構 板橋年金事務所 ☎ 03-3962-1481 (音声①→②) 国保年金課 国民年金係 区役所南館 2 階25番 ☎ 03-3579-2431 ※区役所で手続きが必要な場合のみ ※受給状況によっては板橋年金事務所

MEMO

4 年金に関する手続き（前ページの続き）

手続き② 遺族基礎年金請求

手続き詳細	期 限
国民年金加入中の方が亡くなられた場合、その方によって生計維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子（障害の状態にある場合は20歳未満）のいる配偶者」または「子」が受けることができます。	死亡日から5年以内
	手続き可能な人
	亡くなられた方と生計を同じくしていた年収が850万円未満の方で、子のある配偶者または子。子とは、18歳到達年度の末日までにある方、または、20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある方
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方の年金の種類や、世帯状況により異なります。 まずは、死亡の連絡、受給状況について板橋年金事務所へお問い合わせください。	日本年金機構 板橋年金事務所 ☎ 03-3962-1481（音声①→②） 国保年金課 国民年金係 区役所南館2階25番 ☎ 03-3579-2431 ※区役所で手続きが必要な場合のみ ※受給状況によっては板橋年金事務所

手続き③ 寡婦年金請求

手続き詳細	期 限
死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間及び保険料免除期間が10年以上ある夫が、年金を受けずに亡くなられた場合、その夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、死亡時にその夫に生計を維持されていた妻に対し、その妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。	
	手続き可能な人
	亡くなられた夫と生計を同じくしていた年収が850万円未満の妻
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方の年金の種類や、世帯状況により異なります。 まずは、死亡の連絡、受給状況について板橋年金事務所へお問い合わせください。	日本年金機構 板橋年金事務所 ☎ 03-3962-1481（音声①→②） 国保年金課 国民年金係 区役所南館2階25番 ☎ 03-3579-2431 ※区役所で手続きが必要な場合のみ ※受給状況によっては板橋年金事務所

手続き④ 死亡一時金請求

手続き詳細	期 限
死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなられた場合、その方と生計を同じくしていた遺族が受けることができます。	死亡日から2年以内
	手続き可能な人 亡くなられた方と生計を同じくしていた ①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方の年金の種類や、世帯状況により異なります。 まずは、死亡の連絡、受給状況について板橋年金事務所へお問い合わせください。	日本年金機構 板橋年金事務所 ☎ 03-3962-1481（音声①→②） 国保年金課 国民年金係 区役所南館2階25番 ☎ 03-3579-2431 ※区役所で手続きが必要な場合のみ ※受給状況によっては板橋年金事務所

MEMO

4 年金に関する手続き（前ページの続き）

厚生年金加入者・受給者

手続き① 未支給年金請求

手続き詳細	期 限
年金を受けていた方が亡くなられた場合、まだ受け取っていない年金や、亡くなられた日より後に振り込みされた年金のうち、亡くなられた月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。	死亡日から5年以内
	手続き可能な人
	亡くなられた方と生計を同じくしていた ①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦それ以外の三親等内の親族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方の年金の種類や、世帯状況により異なります。 まずは、死亡の連絡、受給状況について板橋年金事務所へお問い合わせください。	日本年金機構 板橋年金事務所 ☎ 03-3962-1481（音声①→②）

手続き② 遺族厚生年金請求

手続き詳細	期 限
厚生年金保険の被保険者中または被保険者であった方が亡くなられた場合、その方によって生計維持されていた遺族が受け取ることができます。	死亡日から5年以内
	手続き可能な人
	亡くなられた方と生計を同じくしていた方のうち、年収が850万円未満の方で ①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母 ※妻以外の方については要件あり
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方の年金の種類や、世帯状況により異なります。 まずは、死亡の連絡、受給状況について板橋年金事務所へお問い合わせください。	日本年金機構 板橋年金事務所 ☎ 03-3962-1481（音声①→②）

MEMO

5 介護保険に関する手続き

介護保険に加入している方

手続き① 介護保険被保険者証の返還

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の被保険者証を返還してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	亡くなられた被保険者のご家族、またはその使者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の介護保険被保険者証	介護保険課 資格保険料係 区役所北館 2階14番 ☎ 03-3579-2359

手続き② 介護保険負担割合証、負担限度額認定証の返還

手続き詳細	期 限
介護保険負担割合証、負担限度額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の負担割合証、負担限度額認定証を返還してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	亡くなられた被保険者のご家族、またはその使者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の介護保険負担割合証、負担限度額認定証	介護保険課 給付係 区役所北館 2階14番 ☎ 03-3579-2356

MEMO

5 介護保険に関する手続き（前ページの続き）

手続き③ 介護保険料の過誤納金還付

手続き詳細	期 限
亡くなられた納付義務者の保険料の精算の結果などで過誤納金が発生した場合、還付金請求書を亡くなられた方の住民登録地へ送付します。	通知日から2年以内
	手続き可能な人
	亡くなられた被保険者の法定相続人、またはその任意代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 法定相続人であれば還付請求書 ☐ 振込用の金融機関の預金通帳 ※任意代理人の場合は委任状欄に記載が必要	介護保険課 資格保険料係 区役所北館2階14番 ☎ 03-3579-2359

手続き④ 介護保険料の納付義務承継

手続き詳細	期 限
亡くなられた納付義務者に保険料の未納がある場合、相続人が納付義務の承継者となります。納付方法などについて相談ができます。	すみやかに
	手続き可能な人
	亡くなられた被保険者の法定相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた被保険者の法定相続人の本人確認書類	介護保険課 資格保険料係 区役所北館2階14番 ☎ 03-3579-2359

MEMO

6 福祉（障がい）に関する手続き

愛の手帳、身体障害者手帳をお持ちの方

手続き 愛の手帳、身体障害者手帳の返還

手続き詳細	期 限
愛の手帳、身体障害者手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の手帳を返還してください。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の愛の手帳、身体障害者手帳	障がいサービス課 障がい相談係 区役所北館 2 階 11 番 ☎ 03-3579-2362

MEMO

6 福祉（障がい）に関する手続き（前ページの続き）

下記のものをお持ちの方

手続き

都営交通無料乗車券、心身障害者民営バス乗車割引証、各種福祉サービスの受給者証、マル障受給者証、タクシー券、自動車燃料券、理美容券の返還

手続き詳細	期 限
都営交通無料乗車券、心身障害者民営バス乗車割引証、各種福祉サービスの受給者証、マル障受給者証、タクシー券、自動車燃料券、理美容券をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の各種証・券を返還してください。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
☐ 亡くなられた方の都営交通無料乗車券、心身障害者民営バス乗車割引証、各種福祉サービスの受給者証、マル障受給者証、タクシー券、自動車燃料券、理美容券	問い合わせ先 障がいサービス課 障がい相談係 区役所北館 2 階 11 番 ☎ 03-3579-2362

障がい者に関する手当を受給していた方

手続き

障がい者に関する手当の未支払請求

手続き詳細	期 限
手当を受給していた方が亡くなられた当時に、同世帯に親族がいる場合などで、まだ受け取っていない手当がある場合は請求ができます。 各手当により異なりますので、ご相談ください。	すみやかに（各手当により 時効が異なります）
必要なもの	手続き可能な人 同世帯のご家族など
各手当により異なりますのでご相談ください。	問い合わせ先 障がいサービス課 障がい相談係 区役所北館 2 階 11 番 ☎ 03-3579-2362

心身障害者医療費助成（マル障）を受けていた方

手続き 心身障害者医療費助成（マル障）による医療費の還付

手続き詳細	期 限
心身障害者医療費助成受給者証をお持ちの方で、保険診療分の医療費を自己負担していた場合は、申請できます。 自己負担された医療費のうち、補装具やマッサージにかかるものは別途必要な書類があるため詳しくはお問い合わせください。	医療費の領収日の翌日から 5 年
	手続き可能な人 相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ マル障受給者証 ☐ 医療費領収書（原本） ☐ 振込口座のわかるもの ☐ 心身障害者医療助成費の受領に関する申立書 ☐ 亡くなられた方との関係がわかる戸籍謄本など	障がいサービス課 障がい相談係 区役所北館 2 階 11 番 ☎ 03-3579-2362

心身障害者扶養共済制度・心身障害者扶養年金制度に加入・受給していた方

手続き 心身障害者扶養共済制度・心身障害者扶養年金制度に係る申請・届出

手続き詳細	期 限
共済または年金の加入者・受給者（受給予定者）・年金管理者の方が亡くなられた場合、給付や支給停止に関する申請・届出が必要となりますので、ご相談ください。	すみやかに
	手続き可能な人 制度加入者、受給者（受給予定者）、年金加入者の方
必要なもの	問い合わせ先
手続きにより異なりますのでご相談ください。	障がいサービス課 障がい相談係 区役所北館 2 階 11 番 ☎ 03-3579-2362

MEMO

6 福祉（障がい）に関する手続き（前ページの続き）

自立支援医療受給者証（精神通院）、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

手続き

自立支援医療受給者証（精神通院）の返還 精神障害者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期 限
自立支援医療受給者証（精神通院）や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、返還してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方の ☐ 自立支援医療受給者証（精神通院） ☐ 精神障害者保健福祉手帳	板橋健康福祉センター 板橋区大山東町 32-15 ☎ 03-3579-2333
	上板橋健康福祉センター 板橋区桜川 3-18-6 ☎ 03-3937-1041
	赤塚健康福祉センター 板橋区赤塚 1-10-13 ☎ 03-3979-0511
	志村健康福祉センター 板橋区蓮根 2-5-5 ☎ 03-3969-3836
	高島平健康福祉センター 板橋区高島平 3-13-28 ☎ 03-3938-8621

MEMO

難病に関わる受給者証などをお持ちの方

手続き

難病医療費（指定難病）受給者証の返還 難病医療券の返還

手続き詳細	期 限
特定医療費（指定難病）受給者証や難病医療券をお持ちの方が亡くなられた場合、返還してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方の ☐ 特定医療費（指定難病）受給者証 ☐ 難病医療券	板橋健康福祉センター 板橋区大山東町 32-15 ☎ 03-3579-2333
	上板橋健康福祉センター 板橋区桜川 3-18-6 ☎ 03-3937-1041
	赤塚健康福祉センター 板橋区赤塚 1-10-13 ☎ 03-3979-0511
	志村健康福祉センター 板橋区蓮根 2-5-5 ☎ 03-3969-3836
	高島平健康福祉センター 板橋区高島平 3-13-28 ☎ 03-3938-8621

MEMO

7 税金に関する手続き

住民税・軽自動車税（種別割）に未納があるか不明な方

手続き 納税義務承継

手続き詳細	期 限
亡くなられた納税義務者に住民税・軽自動車税（種別割）の未納がある場合、相続人が納税義務の承継者となります。納税方法などについて相談ができます。	すみやかに
	手続き可能な人
	法定相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の法定相続人の本人確認書類	納税課 整理係 区役所北館3階11番 ☎ 03-3579-2141

原動機付自転車（125cc以下）をお持ちの方

手続き 原動機付自転車（125cc以下）の廃車・名義変更

手続き詳細	期 限
原動機付自転車（125cc以下）を所有されている方が亡くなられた場合、廃車・名義変更届が必要となります。	すみやかに （3月末までに廃車手続きをした場合、翌年度以降の軽自動車税はかかりません）
	手続き可能な人
	車両を相続された方または譲渡された方
必要なもの	問い合わせ先
☐ ナンバープレート、標識交付証明書、譲渡証明書（名義変更の場合のみ）など ※戸籍謄本などが必要な場合もあるので、詳しくはお問い合わせください。	課税課 税務係 区役所北館3階13番 ☎ 03-3579-2095

MEMO

8 子どもに関する手続き

児童手当支給対象児童を養育している方

手続き 児童手当の未支給の請求、児童手当の新規申請

手続き詳細	期 限
児童手当を受給されていた保護者の方が亡くなられた場合、亡くなられた月までの児童手当は、支給対象児童に支払われます。 ※受給者に支払い済みの場合は、支給対象児童への支払いはありません。 ※新たに支給対象児童を養育する方について新規認定請求が必要となります。	死亡月内または死亡日翌日から 15 日以内 ※遡っての支給はありませんので、上記期限内に手続きください。
必要なもの	手続き可能な人
□ 請求者（児童）名義の通帳、新たに支給対象児童を養育する方名義の通帳、新たに支給対象児童を養育する方の健康保険証の写しなど ※必要なものがすべて揃っていないなくても、申請手続きをしてください。	新たに支給対象児童を養育する方など
	問い合わせ先
	子育て支援課 子どもの手当医療係 区役所北館 1 階 6 番 ☎ 03-3579-2477 赤塚支所 住民サービス係 板橋区赤塚 6-38-1 ☎ 03-3938-5113

MEMO

8 子どもに関する手続き（前ページの続き）

18歳になって最初の3月31日（一定の障がいの有する場合は20歳未満）までの児童を扶養している方

手続き ひとり親などに関する各手当・医療費助成の申請など

手続き詳細	期 限
①児童の父または母が死亡し、その児童を養育する ②受給していた方・医療費助成を利用していた方が亡くなりました ③対象児童が亡くなった などの 場合、手続きが必要です。	すみやかに 手続き可能な人 詳しくはお問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
詳しくはお問い合わせください。 ※所得制限などの受給要件や、必要な書類があります。	子育て支援課 子どもの手当医療係 区役所北館 1 階 6 番 ☎ 03-3579-2477 赤塚支所 住民サービス係 板橋区赤塚 6-38-1 ☎ 03-3938-5113

MEMO

9 公害保健に関する手続き

公害医療手帳をお持ちの方

手続き 公害医療手帳の返還

手続き詳細	期 限
公害医療手帳をお持ちの方が亡くなられた場合は、亡くなられた方の手帳を返還してください。	すみやかに
その他の所定の手続き（未支給補償給付請求、葬祭料請求など）については、ご遺族の状況などにより手続きの内容や手続きできる方が異なりますので、確認後に窓口または郵送によりご案内いたします。	手続き可能な人 お手続きの窓口となられるご遺族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 来庁者の本人確認書類、公害医療手帳、死亡診断書の写しなど ※手続きにより異なりますのでご相談ください。	予防対策課 管理・公害保健係 保健所 3 階 板橋区大山東町 32-15 ☎ 03-3579-2303

MEMO

10 生活衛生関連に関する手続き

犬を飼っている方

手続き 所有者変更の手続き

手続き詳細	期 限
犬の飼い主（所有者）が亡くなられた場合、飼い主などの変更届が必要となります。 ※マイクロチップ装着の有無により手続きの方法が変わる場合があります。詳しくは生活衛生課までお問い合わせください。	死亡日から 30 日以内
	手続き可能な人
	新しく飼い主（所有者）になる方
必要なもの	問い合わせ先
特になし ※鑑札番号がわかると手続きがスムーズに行えます。	生活衛生課 管理係 保健所 3 階 板橋区大山東町 32-15 ☎ 03-3579-2332

医療従事者（医師、歯科医師、薬剤師、看護師など）免許をお持ちの方

手続き 籍（名簿）登録抹消（消除）申請

手続き詳細	期 限
医療従事者免許をお持ちの方が、死亡または失踪の宣告を受けた場合は、同居の親族の方が事実の発生後30日以内に籍（名簿）登録抹消（消除）申請を行うことが必要です。手数料はかかりません。 ※同居の親族がない場合は保健所にご相談ください。	死亡日から 30 日以内
	手続き可能な人
	同居の親族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方の ☐ 医療従事者免許証 ☐ 死亡診断書（写し）など ※詳しくはお問い合わせください。	生活衛生課 医務・薬事係 保健所 3 階 板橋区大山東町 32-15 ☎ 03-3579-2124

11 空き家対策

建物所有者

手続き① 老朽建築物等対策専門家派遣支援事業

手続き詳細	期 限
空き家を所有または管理される方の問題解決に向け、適切な提案、指導及び助言などのアドバイスを行う専門家（建築士、不動産鑑定士、弁護士、司法書士、行政書士など）を無料で派遣します。 ※同一の派遣対象者につき3回を限度 ※1回に当たり2時間を限度 ※原則、板橋区内	当該年度の予算の範囲内
	手続き可能な人
	法人を除く所有者または管理者 （所有者が複数人いる場合は、すべての所有者の合意による代表者。ただし、所在不明などの理由で合意を得ることが困難と認める場合には、派遣することができます。）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 専門家派遣申請書 ☐ 所有者を証明する書類（登記簿謄本など） ☐ 共同所有の場合は、代表であることがわかる書類（委任状など） ☐ 案内図 ☐ 相談物件の構造や築年数などがわかる書類（あれば）	建築安全課 老朽建築物対策係 区役所北館5階11番 ☎ 03-3579-2574

MEMO

11 空き家対策（前ページの続き）

手続き② 被相続人居住用家屋等確認書

手続き詳細	期 限
被相続人の居住の用に供していた 昭和56年5月31日以前に建築された家屋及びその敷地などを相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）または取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋または土地の譲渡所得から3,000万円の特別控除を受けることができます。 この「空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）」を受けるには、当該家屋及びその敷地などが所在する市区町村において交付する「被相続人居住用家屋等確認書」を、確定申告書に添付することが必要です。	相続開始の日から3年を経過する日の属する年の12月31日まで ※特例の適用期限は、令和9（2027）年12月31日まで
	手続き可能な人
	区内にある被相続人の居住の用に供していた 昭和56年5月31日以前に建築された家屋及びその敷地などを相続し、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）または取壊し後の土地を譲渡した相続人 ※買主が譲渡後に耐震改修工事または除却工事を実施する場合も対象となるよう拡充が予定されています。該当する場合は、対象の可否を事前に管轄の税務署にお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 国土交通省の証明書の様式などにある「被相続人居住用家屋等確認申請書」（正副2部） ☐ 「被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表」に記載されている書類（各1部） ※物件により必要な添付書類が異なるため、事前にお問い合わせください。	建築安全課 老朽建築物対策係 区役所北館5階11番 ☎ 03-3579-2574

MEMO

手続き③ 左記以外の空き家に関する相談など

手続き詳細	期 限
左記以外の空き家に関する相談など	随時
	手続き可能な人 空き家の所有者（相続人含む）・管理者
必要なもの	問い合わせ先
原則なし ※相談内容によるため、お問い合わせください。	建築安全課 老朽建築物対策係 区役所北館 5 階11番 ☎ 03-3579-2574 ※ご相談内容により適切な部署・機関 をご案内する場合があります。

特定空家等または特定老朽建築物の所有者

手続き 老朽建築物等除却費助成事業

手続き詳細	期 限
特定空家等または特定老朽建築物として認定した建築物は、部分的な補修では改善できずに、建築物全体の除却を行う必要性が高いことから、費用負担の軽減を図るため、除却に要する費用の一部を助成します。	当該年度の予算の範囲内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 板橋区老朽建築物等除却費助成対象承認申請書 ☐ 案内図 ☐ 配置図 ☐ 各階平面図及び延べ床面積の計算図 ☐ 除却に要する費用の見積書など ☐ 工程表 ☐ 現況の写真 ☐ 所有者を証明する書類（登記簿謄本など）	木造の建築物で、住宅部分の延床面積が 2 分の 1 以上の特定空家等または特定老朽建築物を所有し、除却しようとする個人 または、当該建物の敷地を所有し、当該建物の所有者の同意を得て除却しようとする個人（所有者が複数人いる場合は、すべての所有者の合意による代表者） ※他にも様々な要件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。
	問い合わせ先
	建築安全課 老朽建築物対策係 区役所北館 5 階 11 番 ☎ 03-3579-2574

12 各種相談

専門家などに相談したい方

手続き① 専門家による相続などに関する無料相談【予約制】

手続き詳細	期 限
専門家による相続などに関する無料相談窓口のご案内は、以下のとおりです。 ・法律相談（弁護士） ※年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に3回までご利用可能です。 日時：月曜から金曜、午後1時～午後4時（水曜の夜間相談は午後5時から午後7時） ※水曜の午後1時～午後4時は赤塚支所でも実施（予約は区民相談室へ）相談時間は30分以内 ・税務相談（税理士） 日時：月曜・水曜、午後1時～午後4時（祝日の場合は翌日） ※第一水曜（祝日などの場合は翌週）の夜間相談は午後5時～午後7時 相談時間は40分以内 ・登記相談（司法書士） 日時：木曜、午後1時～午後4時 相談時間は40分以内 ・書類作成相談（行政書士） 日時：第一・第三金曜 午後1時～午後4時 相談時間は45分以内	随時 手続き可能な人 区内在住・在勤・在学の個人の方（法人は対象外） ※亡くなられた方が区内在住であっても、相談を受ける方が上記以外の場合は、お住まいの自治体でご相談ください。
備 考	問い合わせ先
※相談を希望する日の一週間前（同じ曜日）から電話でお申し込みください。 ※受付時間は、午前9時～午後5時までです。（水曜日は午後7時まで） ※相談内容の要点をまとめ、関係資料などがあればお持ちください。 ※相続問題は、家族関係のメモをご用意ください。	広聴広報課 区民相談室 情報処理センター4階 板橋区板橋 2-65-6 ☎ 03-3579-2288

手続き② ご遺族の方に対するところの相談

手続き詳細		期 限
大切な人を亡くした時、遺された方は大きな悲しみに包まれると同時に様々な感情を抱き、こころやからだに変化が現れることがあります。 困っていることを相談したり、「思い」を話せる場所があります。		随時
		手続き可能な人
		どなたでも可
相談窓口		問い合わせ先
よりそいホットライン ☎ 0120-279-338 (年中無休)	相談ほっと LINE @東京 15 時～ 23 時 (受付は 22 時 30 分まで)	健康推進課 こころといのちの係 区役所南館 3 階 21 番 ☎ 03-3579-2329
		
遺族の集い 東京都では、行政と民間とが一体となって遺族支援に取り組んでおり、大切な人を亡くされた方が集い、素直に気持ちや思いを分かち合える場を設けています。		
		

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	すみやかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		亡くなられた方の被扶養者だった方は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 亡くなられた方の年金の種類や、世帯状況により異なります。まずは、死亡の連絡、受給状況について年金事務所へお問い合わせください。 【手続き先】 亡くなられた方の勤務先を所管する年金事務所

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。 板橋税務署 ☎ 03-3962-4151
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 か月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

MEMO

少し落ち着いてから行う区役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

委任状

手続きの種類など		☑	問い合わせ先	官公署など
厚生年金 共済年金	未支給請求 遺族厚生年金 遺族共済年金	☐	管轄の年金事務所や 各共済組合	日本年金機構 板橋年金事務所 板橋区板橋1-47-4 ☎ 03-3962-1481 (音声 ①→②)
健康保険 (社会保険)	埋葬料 (本人死亡の場合)	☐	勤務先の健康保険担当	—
	家族埋葬料	☐		—
労災保険	葬祭料	☐	勤務先または管轄の 労働基準監督署	池袋労働基準監督署 豊島区池袋4-30-20 ☎ 03-3971-1259
	遺族保障給付	☐		
税金	所得税	☐	管轄の税務署	板橋税務署 板橋区大山東町35-1 ☎ 03-3962-4151
	相続税	☐		
	医療費控除による 税金の還付	☐		
	固定資産税	☐	東京23区は管轄の 都税事務所	板橋都税事務所 板橋区大山東町44-8 ☎ 03-3963-2111
	自動車税	☐	都税総合事務センター	東京都自動車税コールセンター ☎ 03-3525-4066
生命保険	保険金	☐	保険会社	—
簡易保険	保険金	☐	ゆうちょ銀行	—
銀行預金 郵便貯金	名義変更	☐	銀行 ゆうちょ銀行	—
有価証券	名義変更	☐	各取引証券会社	—
普通自動車 (660cc超) 二輪車 (125cc超)	名義変更	☐	運輸支局	練馬自動車検査登録事務所 練馬区北町2-8-6 ☎ 050-5540-2032
軽自動車 (660cc以下)	名義変更	☐	軽自動車検査協会	軽自動車検査協会東京主管事 務所練馬支所 板橋区新河岸1-12-24 ☎ 050-3816-3101

手続きの種類など		☑	問い合わせ先	官公署など
電話	名義変更	☐	電話会社	—
電気・ガス	名義変更	☐	お客様センターなど	各契約先にお問い合わせください。
水道	名義変更	☐	お客様センターなど	東京都水道局お客様センター ☎ 03-5326-1101
土地・建物など	相続登記	☐	管轄の法務局	東京法務局板橋出張所 ☎ 03-5318-0261
クレジットカード	解約など	☐	各契約会社	—
インターネット	名義変更、解約	☐	各契約会社	—
ケーブルテレビ	名義変更、解約	☐	各契約会社	—
恩給を受給していた方		☐	総務省恩給相談室	総務省恩給相談室 (恩給相談窓口) ☎ 03-5273-1400
NHKの契約		☐	NHKふれあいセンター	受信料関係のお問い合わせ ☎ 0120-15-1515
粗大ごみの処分		☐	粗大ごみ受付センター	粗大ごみ受付センター ☎ 03-6747-9353
運転免許証の返納		☐	※返納していただく義務はありません。ただし、運転免許証更新連絡書などの通知が届くことになります。通知の停止を希望される場合には、お近くの警察署にお問い合わせください。	
犬や猫を飼い続けることが困難な場合の相談		☐	東京都保健医療局	東京都動物愛護相談センター本所 ☎ 03-3302-3507

※手続きをする場合は、事前に関係部署、各官公署などにお問い合わせください。
また、届出人の本人確認書類、委任状などについても事前にお問い合わせいただくようお願いいたします。

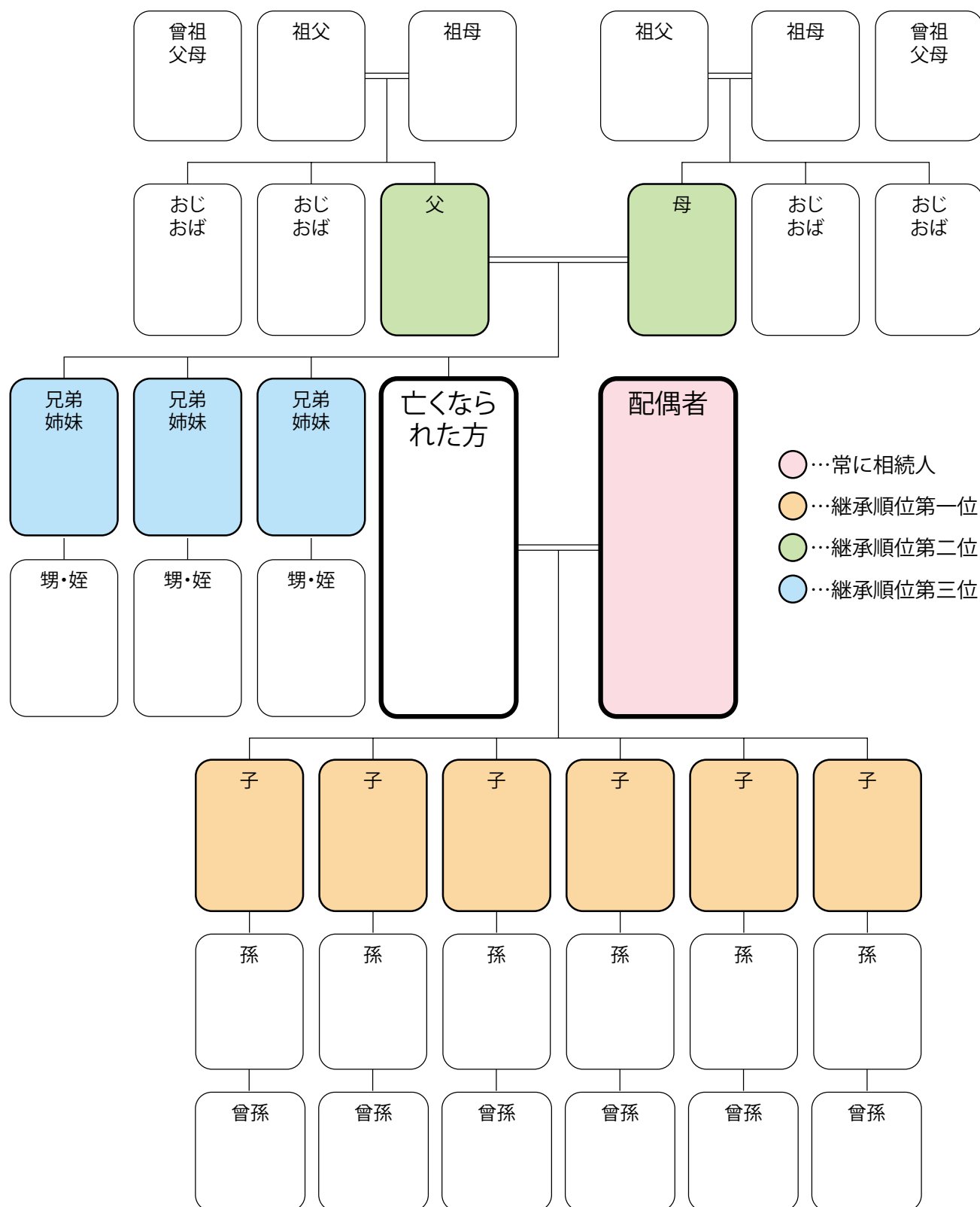
相続に関する手続きチェックリスト

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地の役所での手続きとなります。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。 板橋公証役場 ☎ 03-3961-1166
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。 東京家庭裁判所 ☎ 03-3502-8331
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、各区の都税事務所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。

MEMO

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

亡くなられた方の財産について（財産目録）

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

委任状

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

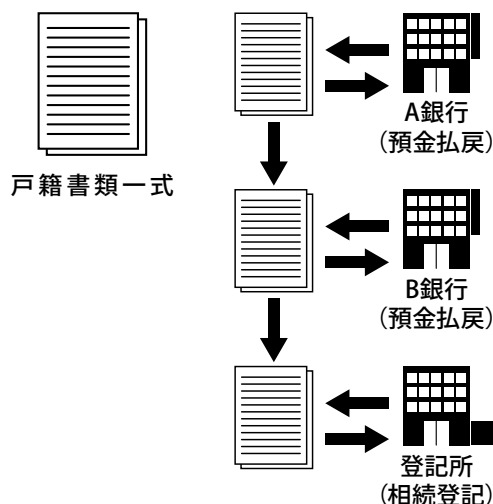
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

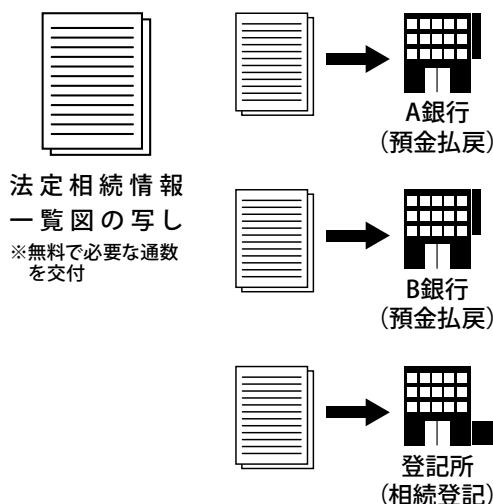
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

御存じですか？

相・続・登・記・が

令和 6 年
4 月 1 日
から

義務化

されました



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

登記申請は
お早めに！

正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、
10万円以下の過料が科される可能性があります。



詳しくは、東京法務局ホームページ
をご覧ください。▶

<https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page000275.html>



東京法務局

戸籍謄・抄本等郵送交付請求書

(宛先) 東京都板橋区長

令和 年 月 日 請求

①必要な戸籍 ※筆頭者は 亡くなられていても 変わりません	本籍 板橋区		町 丁目	番 番地
	筆頭者 ふりがな (氏名)			
	抄本等の対象者氏名 ※請求する方を含める場合は、両方に✓を入れて、指定してください。 □請求する方と同じ □請求する方以外()			

②請求する方 ※本人及び住所地の 確認ができる官公署 発行の書類のコピー を添付してください (マイナンバーカード・ 運転免許証・ 健康保険証など)	住所			
	ふりがな			
	氏名 (生年月日) 明・大・昭・平 年 月 日 □筆頭者氏名と同じ			
	【必須】平日の昼間に連絡の取れる電話番号 ()			

上枠内の証明を請求の場合
太枠内対象者名が必須です

③必要な戸籍について	請求する戸籍等の種別がわかる方はこちらを記入	種別	謄本 (全部事項証明)	抄本 (個人事項証明)
	相続等で必要な戸籍の種別が不明な方はこちらを記入			
今回は(年 月 日生)が死亡したことによる手続きで、		☐ 戸籍	通	通
□死亡した方について 死亡の記載がある戸籍のみが 各()通必要		☐ 除籍	通	通
□死亡した人について 出生までさかのぼった戸籍が 各()通必要		☐ 改製原戸籍	通	通
()から()までの戸籍が 各()通必要		☐ 届書の記載事項証明 届出からの日数により、 発行できない場合があります □ 受理証明 板橋区が受理したものに限りです		通
□()と()の関係がわかる戸籍が 各()通必要		届 年 月 日届出		
□その他() 各()通必要		☐ 戸籍の附票	通	通
④戸籍の附票で 必要な住所	下記に、戸籍の附票で証明が必要な住所をご記入ください。 ()			
⑤戸籍の附票の 本籍・筆頭者	戸籍の附票の本籍・筆頭者の表示について、どちらかに○をしてください。ただし、 戸籍に記載されている方およびその配偶者または直系親族の方以外が請求する 場合は、特別な請求でない限り省略します。 のせる ・ のせない	④、⑤をご記入下さい		

⑥請求必要 者でない戸 籍関係と記 載	□自分が戸籍に記載されている	⑦使い みち	⑧の関係が「その他の方」及び「届書の記 載事項証明」を請求する方は、「利用目 的」と「提出先」を記入してください	☐ 附票の保存期間 経過の通知	通
	□戸籍にのっている ()の □配偶者 □子 □父母 □孫 □祖父母		利用目的	☐ 身分証明書 ※本人以外の請求の場合、 委任状を添付	通
	□その他の方(具体的に) 		提出先(通数に応じて複数ヶ所必要)	☐ 独身証明書 ※本人からのご請求に限り 委任状は不可	通
				☐ その他 ()	通
			合 計	通	

⑧最近2週間以内に戸籍の届出をされた方はお知らせください。 届出の種類()届 だれの() 届出したところ()	⑨下記のものは入れましたか?(原則必要なもの) □本人確認資料のコピー(請求者の方のもの) □定額小為替(円) □返信用封筒
---	---

※返信先は、「請求者の住民登録地」のみです。それ以外の場所へ送付することはできません。

法人の請求の場合は、別紙「法人用」戸籍謄本等の請求方法を参照して下さい。

なお、証明書は投函してからお手元に届くまで1週間から10日程度かかります。

◎郵送請求の方法

本籍地が板橋区の場合は下記の通り、①～④を同封して請求してください。

①【請求書】 次のものを記入してください

※請求書は下記ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/koseki/shomeisho/1001693.html>

- 必要な戸籍等の「本籍」「筆頭者の氏名」
- 必要な証明の「種類」「通数」
- 抄本・身分証明書・独身証明書の場合は、「必要とする人の氏名」
※身分証明書を本人以外の方が請求する場合には、本人の「委任状」が必要です。
- 戸籍の附票の請求の場合、「必要な住所」の記載と「本籍及び筆頭者名」の表示の有無の選択
- 「請求者と筆頭者との関係」
- 「請求理由」（使い道・提出先など）
- 請求者の「氏名」「住所」「電話番号（昼間の連絡先）」 ※氏名は必ず自署してください。

②【手数料】

「定額小為替」をお送りください。

ゆうちょ銀行（郵便局）で購入し、そのまま同封してください。通常郵便で郵送できます。

＜手数料（一通）＞

戸籍謄本・抄本（全部事項証明・個人事項証明）	450円
除籍謄（抄）本 / 改製原戸籍謄（抄）本	750円
戸籍の届出の受理証明書・記載事項証明書	350円
身分証明書 / 独身証明書	300円
戸籍の附票	400円

③【返信用封筒】

- 「宛先」を記載してください。

※返信先は申請者の住所（住民票登録地）が原則です。

詳細は、請求先の市区町村に確認してください。

- 返送に必要な分の切手を貼ってください。

※通数が多い場合は、切手を多めに入れてください。

※速達を希望する場合は、返送料金に加え、速達料金分の切手を貼ってください。

④【本人確認書類のコピー】

請求する方の本人確認書類（個人番号カード・写真付き住民基本台帳カード・運転免許証・健康保険証など請求される方の現住所が確認できる書類）のコピーを同封してください。

※健康保険証のコピーを送付いただく際には、被保険者等記号・番号と保険者番号をマスキングいただくようお願いいたします。

●その他

原則として、戸籍を請求できるのは戸籍に記載されている方とその配偶者、及び直系の血縁の方です。

- ・ 戸籍（除籍）に名前が記載されていない方からの請求
 - ・ 氏が変わられた方からの請求
 - ・ 代理人からの請求 → 上記の方からの委任状が必要です
- 親族関係が証明できる資料が必要です

※第三者請求などについて、詳しくは、請求先にお問い合わせください。

●ポストに投函してから返送に、1週間から10日程度かかりますのでご了承ください。

●お問い合わせ先

【郵送での請求に関するお問い合わせ先】 → 03-3579-2223（直通）

【窓口での請求に関するお問い合わせ先】 → 03-3579-2210（直通）

板橋区役所区民文化部戸籍住民課証明係

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

委任状

太枠内を委任者が記入してください

記入日

令和 年 月 日

私（委任者）は、

住 所

（フルネームでご記入ください）

（シャチハタ不可）

氏 名

印

昼間の連絡先電話番号

※委任内容について確認させていただく場合があります。

窓口に来る人(代理人)に、

住 所

氏 名

本人との関係

下記の手続きを委任します。

手続き内容はこちらの記入例を参考にご記入ください

〔住所異動〕 転入届（他市区町村から板橋区へ引越） ／ 転居届（板橋区内で引越）
転出届（板橋区から他市区町村へ引越）
世帯変更届（世帯合併・世帯分離・世帯構成変更・世帯主変更など）

〔証明書取得〕 世帯全員の住民票○通の取得 ／ △△△△の住民票・除票○通の取得
個人番号（マイナンバー）入りの△△△△の住民票○通取得
※個人番号入りの住民票は委任状があっても本人宛に郵送となり、切手もご用意いただきます。
戸籍謄本（抄本）○通の取得
△△△△の出生から死亡までの戸籍謄本各○通の取得
身分証明書○通の取得 ／ 戸籍の附票○通の取得
令和○年度 課税（非課税）証明書○通の取得
令和○年度 納税証明書○通の取得

※複数の手続きを委任する場合はすべての手続きを記入してください。

※代理人の方の本人確認をさせていただきますので、マイナンバーカード（個人番号カード）、
運転免許証、旅券などをお持ちください。

※記入日現在の状況（住所・氏名等）で、記入してください。

MEMO



【1 階】

- ① **おくやみコーナー**
☎ 03-3579-2427
- ② **戸籍住民課 証明係**
☎ 03-3579-2210
- ③ **戸籍住民課 住民異動係**
☎ 03-3579-2205
- ④ **戸籍住民課 住民台帳係**
☎ 03-3579-2207
- ⑤ **戸籍住民課 戸籍係**
☎ 03-3579-2202
- ⑥ **子育て支援課 子どもの手当医療係**
☎ 03-3579-2477

【2 階】

- ⑪障がいサービス課 障がい相談係
☎ 03-3579-2362
- ⑫後期高齢医療制度課 管理収納係
☎ 03-3579-2327
後期高齢医療制度課 資格給付係
☎ 03-3579-2373
- ⑬介護保険課 資格保険料係
☎ 03-3579-2359
介護保険課 給付係
☎ 03-3579-2356
- ⑭国保年金課 国保給付係
☎ 03-3579-2404
- ⑮国保年金課 国保資格係
☎ 03-3579-2406
- ⑯国保年金課 国保収納係
☎ 03-3579-2409
- ⑰国保年金課 国民年金係
☎ 03-3579-2431



【3 階】

- ⑪納税課 整理第一係～整理第四係
☎ 03-3579-2141
- ⑬課税課 税務係
☎ 03-3579-2095
- ⑰健康推進課 ころといのちの係
☎ 03-3579-2329

【5 階】

- ⑪建築安全課 老朽建築物対策係
☎ 03-3579-2574

◆区民事務所

仲町区民事務所 ☎ 03-3959-4105

常盤台区民事務所 ☎ 03-3967-6711

志村坂上区民事務所 ☎ 03-3969-7571

蓮根区民事務所 ☎ 03-3969-7581

下赤塚区民事務所 ☎ 03-3938-5110

高島平区民事務所 ☎ 03-3938-1191

◆赤塚支所

住民サービス係 ☎ 03-3938-5113

◆健康福祉センター

板橋健康福祉センター ☎ 03-3579-2333

上板橋健康福祉センター ☎ 03-3937-1041

赤塚健康福祉センター ☎ 03-3979-0511

志村健康福祉センター ☎ 03-3969-3836

高島平健康福祉センター ☎ 03-3938-8621

◆保健所

予防対策課 管理・公害保健係 ☎ 03-3579-2303

生活衛生課 管理係 ☎ 03-3579-2332

生活衛生課 医務・薬事係 ☎ 03-3579-2124

◆区民相談室

広聴広報課 区民相談係 ☎ 03-3579-2288

MEMO

MEMO

発	行	板橋区役所
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発	行	令和7年4月